

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 3 月 30 日（火）第 195 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 土地利用基本計画の変更 (地域政策課取扱い) 1
- 鹿児島県環境保全施設資金利子補助金交付要綱の一部を改正する要綱 (※)  
(環境林務課取扱い) 2
- 保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 2
- 公有水面の埋立ての免許 (漁港漁場課取扱い) 2
- 葛輪地区特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧 (漁港漁場課取扱い) 5
- 農業振興地域の区域の変更 (2件) (農村振興課取扱い) 5
- 基本測量の終了 (監理課取扱い) 6
- 公共測量の終了 (監理課取扱い) 6
- 道路の区域の変更 (4件) (道路維持課取扱い) 6
- 道路の供用の開始 (3件) (道路維持課取扱い) 7
- 都市計画区域の変更 (都市計画課取扱い) 8
- 都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (都市計画課取扱い) 9
- 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する要綱 (※)  
(管財課取扱い) 9
- 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する  
要綱 (※) (管財課取扱い) 9

## 公 告

- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 10

## 告 示

## 鹿児島県告示第444号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定により、土地利用基本計画を次のように変更した。

なお、変更後の土地利用基本計画に係る土地利用基本計画図は、鹿児島県企画部地域政策課並びに関係市役所及び関係町役場において縦覧に供する。

令和 3 年 3 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

## 変更の要旨

土地利用基本計画図の都市地域、森林地域及び自然公園地域に関する次の表に掲げる変更

変 更 の 概 要	関 係 市 町
都市として総合的に開発・整備・保全する必要がある区域の都市地域の拡大	志布志市
現況が森林でない区域の森林地域からの除外	鹿屋市，霧島市，志布志市，湧水町及び大崎町
自然公園として保護・利用する必要がある区域の自然公園地域の拡大	枕崎市，南さつま市及び南九州市

自然公園として保護・利用する必要がない 区域の自然公園地域からの除外	南さつま市
---------------------------------------	-------

**鹿児島県告示第445号**

鹿児島県環境保全施設資金利子補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。  
令和 3 年 3 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県環境保全施設資金利子補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県環境保全施設資金利子補助金交付要綱（昭和63年鹿児島県告示第635号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「国民生活金融公庫，中小企業金融公庫，環境事業団（公害防止事業団法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 39 号）附則第 2 条の規定により環境事業団となった旧公害防止事業団を含む。）及び日本政策投資銀行」を「株式会社日本政策金融公庫及び株式会社日本政策投資銀行」に，「第 1 号の 2 又は第 3 号」を「第 2 号，第 5 号又は第 6 号」に改める。

別記第 1 号様式，別記第 2 号様式及び別記第 4 号様式中「印」を削る。

附 則

この要綱は，令和 3 年 3 月 30 日から施行する。

**鹿児島県告示第446号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により，次のとおり保安林として指定する。

令和 3 年 3 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所  
大島郡宇検村大字阿室字上畑2709番 1，2721番，2727番 1
  - 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は，択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び宇検村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第447号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第 2 条第 1 項の規定により，次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

令和 3 年 3 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 免許年月日  
令和 3 年 3 月 18 日
- 2 免許を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
鹿児島県  
鹿児島市鴨池新町10番 1 号  
鹿児島県知事 塩田康一
- 3 埋立区域

## (1) 位置

## ア 埋立区域A

大島郡龍郷町浦字角子1866番2から同町瀬留字津ノ子原1411番1に至る間の土地に接する国道及び堤の地先公有水面

## イ 埋立区域B

大島郡龍郷町瀬留字濱田原964番1から同町瀬留字濱田原964番7に至る間の土地に接する国道及び堤の地先公有水面

## (2) 区域

## ア 埋立区域A

次の点1から点22までを順次に直線で結んだ線及び点22と点1を直線で結んだ線により囲まれた区域

点1 四等三角点「津ノ子」(北緯28度24分41.52秒, 東経129度35分56.58秒)(以下「基点」という。)から290度01分18秒444.34メートルの地点

点2 点1から232度11分57秒8.66メートルの地点

点3 点2から232度10分19秒19.38メートルの地点

点4 点3から241度33分10秒19.25メートルの地点

点5 点4から258度16分41秒19.29メートルの地点

点6 点5から269度15分22秒19.33メートルの地点

点7 点6から278度04分32秒19.60メートルの地点

点8 点7から282度45分21秒19.88メートルの地点

点9 点8から283度59分42秒11.32メートルの地点

点10 点9から310度31分42秒5.59メートルの地点

点11 点10から284度00分56秒3.68メートルの地点

点12 点11から283度57分27秒2.53メートルの地点

点13 点12から194度00分00秒10.34メートルの地点

点14 点13から104度22分31秒2.53メートルの地点

点15 点14から104度22分31秒20.00メートルの地点

点16 点15から103度44分00秒20.20メートルの地点

点17 点16から96度36分22秒20.59メートルの地点

点18 点17から85度31分00秒20.74メートルの地点

点19 点18から73度13分08秒20.47メートルの地点

点20 点19から60度16分05秒20.13メートルの地点

点21 点20から50度56分34秒19.88メートルの地点

点22 点21から52度13分24秒8.79メートルの地点

## イ 埋立区域B

次の点23から点57までを順次に直線で結んだ線及び点57と点23を直線で結んだ線により囲まれた区域

点23 基点から283度51分57秒582.75メートルの地点

点24 点23から284度00分00秒6.16メートルの地点

点25 点24から254度44分47秒5.73メートルの地点

点26 点25から284度05分37秒14.97メートルの地点

点27 点26から284度13分45秒20.00メートルの地点

点28 点27から284度11分10秒20.00メートルの地点

点29 点28から284度02分35秒20.00メートルの地点

点30 点29から283度59分08秒20.00メートルの地点

点31 点30から284度00分00秒20.00メートルの地点

点32 点31から283度59分08秒20.00メートルの地点

点33 点32から283度59分08秒20.00メートルの地点

点34 点33から283度59分08秒20.00メートルの地点

点35 点34から283度59分08秒20.00メートルの地点

点36 点35から284度00分00秒20.00メートルの地点  
点37 点36から283度54分23秒20.01メートルの地点  
点38 点37から284度15分55秒20.16メートルの地点  
点39 点38から284度15分54秒20.59メートルの地点  
点40 点39から284度15分48秒11.71メートルの地点  
点41 点40から194度22分24秒4.96メートルの地点  
点42 点41から104度46分36秒12.53メートルの地点  
点43 点42から104度46分36秒20.06メートルの地点  
点44 点43から104度38分57秒19.92メートルの地点  
点45 点44から104度32分54秒20.00メートルの地点  
点46 点45から104度30分46秒20.00メートルの地点  
点47 点46から104度41分05秒20.00メートルの地点  
点48 点47から104度37分38秒20.00メートルの地点  
点49 点48から104度24分45秒20.00メートルの地点  
点50 点49から104度46分45秒20.00メートルの地点  
点51 点50から104度31分48秒20.00メートルの地点  
点52 点51から104度34分12秒20.00メートルの地点  
点53 点52から104度57分45秒20.00メートルの地点  
点54 点53から104度25分57秒20.00メートルの地点  
点55 点54から104度28分53秒20.00メートルの地点  
点56 点55から104度34分12秒20.00メートルの地点  
点57 点56から104度34分12秒6.13メートルの地点

(3) 面積

埋立区域A 967.62平方メートル

埋立区域B 1,938.22平方メートル

合計 2,905.84平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

大島郡龍郷町浦字角子1887番1の土地から同町瀬留字津ノ子原1411番1の土地を経て同町瀬留字濱田原974番3の土地に接する国道及び堤の地先公有水面

(2) 区域

次の点アから点チの地点を順次に直線で結んだ線及び点ヲと点アを直線で結んだ線により囲まれた区域

点ア 基点から309度15分47秒382.27メートルの地点

点イ 点アから232度17分21秒26.24メートルの地点

点ウ 点イから275度24分28秒1.34メートルの地点

点エ 点ウから236度05分41秒6.72メートルの地点

点オ 点エから231度25分23秒67.37メートルの地点

点カ 点オから265度35分29秒52.51メートルの地点

点キ 点カから232度11分23秒10.12メートルの地点

点ク 点キから234度26分47秒3.92メートルの地点

点ケ 点クから231度43分37秒18.72メートルの地点

点コ 点ケから234度55分25秒6.67メートルの地点

点サ 点コから246度29分24秒4.78メートルの地点

点シ 点サから258度12分15秒14.59メートルの地点

点ス 点シから266度56分53秒7.04メートルの地点

点セ 点スから272度30分34秒6.62メートルの地点

点ソ 点セから278度43分46秒17.88メートルの地点

点タ 点ソから285度43分47秒31.22メートルの地点

点チ 点タから284度00分00秒328.42メートルの地点

点ツ 点チから224度57分43秒28.00メートルの地点  
点テ 点ツから158度09分48秒2.65メートルの地点  
点ト 点テから192度34分29秒7.04メートルの地点  
点ナ 点トから192度57分08秒5.77メートルの地点  
点ニ 点ナから250度04分29秒16.50メートルの地点  
点ヌ 点ニから154度57分23秒16.58メートルの地点  
点ネ 点ヌから72度10分29秒16.89メートルの地点  
点ノ 点ネから87度52分58秒15.00メートルの地点  
点ハ 点ノから97度22分34秒11.95メートルの地点  
点ヒ 点ハから104度31分35秒89.88メートルの地点  
点フ 点ヒから105度17分21秒95.98メートルの地点  
点ヘ 点フから102度54分54秒87.16メートルの地点  
点ホ 点ヘから126度54分52秒3.09メートルの地点  
点マ 点ホから91度06分02秒6.72メートルの地点  
点ミ 点マから101度17分49秒12.11メートルの地点  
点ム 点ミから107度21分08秒7.65メートルの地点  
点メ 点ムから71度52分08秒4.25メートルの地点  
点モ 点メから103度17分53秒40.78メートルの地点  
点ヤ 点モから93度47分13秒12.82メートルの地点  
点ユ 点ヤから86度22分11秒21.02メートルの地点  
点ヨ 点ユから77度54分03秒6.80メートルの地点  
点ラ 点ヨから73度42分40秒12.28メートルの地点  
点リ 点ラから69度55分45秒10.12メートルの地点  
点ル 点リから62度35分54秒8.02メートルの地点  
点レ 点ルから57度26分41秒12.06メートルの地点  
点ロ 点レから52度56分58秒49.59メートルの地点  
点ワ 点ロから52度42分45秒70.89メートルの地点  
点ヲ 点ワから52度44分31秒57.98メートルの地点

## (3) 面積

24,993.11平方メートル

## 5 埋立地の用途

道路用地

**鹿児島県告示第448号**

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定により葛輪地区特定漁港漁場整備事業計画（平成28年5月13日鹿児島県公報第3211号登載）を変更したいので、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し意見書を提出することができる。

令和3年3月30日

鹿児島県知事 塩田康一

## 1 縦覧期間

令和3年3月30日から同年4月19日まで

## 2 縦覧場所

鹿児島県商工労働水産部漁港漁場課及び北薩地域振興局建設部土木建築課出水市駐在並びに長島町役場水産商工課

**鹿児島県告示第449号**

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、鹿屋農業振興地域の区域（平成22年3月23日鹿児島県告示第302号による変更後の区域）を次のと

おり変更する。

令和 3 年 3 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿屋農業振興地域の区域

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県農政部農村振興課及び大隅地域振興局農林水産部農政普及課並びに鹿屋市農林商工部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鹿児島県告示第450号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第7条第1項の規定により、日置農業振興地域の区域(平成27年2月6日鹿児島県告示第97号による変更後の区域)を次のとおり変更する。

令和 3 年 3 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

日置農業振興地域の区域

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県農政部農村振興課及び鹿児島地域振興局農林水産部農政普及課並びに日置市産業建設部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鹿児島県告示第451号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土地理院長から令和2年11月17日鹿児島県告示第1011号で告示した基本測量の実施は、令和3年3月16日終了した旨の通知があった。

令和 3 年 3 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 鹿児島県告示第452号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、志布志市長から令和2年9月8日鹿児島県告示第823号で告示した公共測量の実施は、令和3年3月16日終了した旨の通知があった。

令和 3 年 3 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 鹿児島県告示第453号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和3年3月30日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 3 月 30 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	敷地の延長(メートル)
県道	鹿島上甌線	薩摩川内市上甌町平良字中射場683番地先から666番1地先まで	前	9.1~62.3	532.7
		薩摩川内市上甌町平良字中射場672番2地先から666番1地先まで	後	45.8~62.3	7.1

## 鹿児島県告示第454号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和3年3月30日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	坂元伊敷線	鹿児島市伊敷台七丁目1705番1地先から同市下伊敷町1703番1地先まで	前	9.2~17.2	129.9
			後	9.6~27.9	129.9

## 鹿児島県告示第455号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和3年3月30日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	坂元伊敷線	鹿児島市伊敷台七丁目1705番1地先から同市下伊敷町1703番1地先まで	令和3年3月30日

## 鹿児島県告示第456号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和3年3月30日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	桑之浦里港線	薩摩川内市上甕町瀬上字山崎814番18地先から817番3地先まで	前	13.8~21.3	81.5
			後	13.8~32.4	81.5

## 鹿児島県告示第457号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和3年3月30日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	桑之浦里港線	薩摩川内市上甌町瀬上字山崎814番18地先から817番3地先まで	令和3年3月30日

## 鹿児島県告示第458号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和3年3月30日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	瀬上里線	薩摩川内市上甌町瀬上字池平56番3地先から52番1地先まで	前	10.0～27.7	325.4
			後	10.0～28.8	292.2
		後	17.1～78.3	277.7	

## 鹿児島県告示第459号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和3年3月30日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	瀬上里線	薩摩川内市上甌町瀬上字池平56番3地先から52番1地先まで	令和3年3月30日
		薩摩川内市上甌町瀬上字山崎817番3地先から同市上甌町瀬上字池平52番1地先まで	

## 鹿児島県告示第460号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、都市計画区域を次のように変更する。

令和3年3月30日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画区域の名称  
志布志都市計画区域

- 2 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

志布志市大字有明町野井倉字上苑，字上苑上，字次五，字田尾，字木森及び字甚堀の全部，並びに字上苑下，字横堀，字下段及び字高吉の各一部



鹿児島県告示第461号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書を、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和3年3月30日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類  
志布志都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
変更した部分  
志布志都市計画区域

鹿児島県告示第462号

物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和3年3月30日

鹿児島県知事 塩田康一

物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する要綱

物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中「印」を削る。

附 則

この要綱は、令和3年3月30日から施行する。

鹿児島県告示第463号

役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和3年3月30日

鹿児島県知事 塩田康一

役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する要綱

役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号）の一部を次のように改正する。

別表中26の項を27の項とし、12の項から25の項までを1項ずつ繰り下げ、11の項の次に次のように加える。

12	蓄電池設備賃貸業務
----	-----------

別記第1号様式中「

広 告 業 務
---------

」を

「

蓄 電 池 設 備 賃 貸 業 務
-------------------

」に、

「

受 付 ・ 案 内 業 務	指定管理鳥獣捕獲等事業業務
---------------	---------------

」を

「

広 告 業 務	指定管理鳥獣捕獲等事業業務
受 付 ・ 案 内 業 務	

」に改め

る。

別記第2号様式の2中「印」を削る。

附 則

この要綱は、令和3年3月30日から施行する。

## 公 告

## 開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年3月30日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
(1 工区)

曾於市大隅町岩川字下諏訪5069番の一部，5075番1の一部，5079番1の一部，5081番の一部及び5069番地先里道の一部

- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名  
曾於市末吉町二之方1980番地  
曾於市長 五位塚剛